



緊急実施!

# コロナ差別 ホットライン

新型コロナによる偏見・差別、バッシング、不利益取り扱いなどに関する電話相談



「感染したなら会社をやめてほしい」と言われた



「あの店の従業員に感染者が出た」というデマをSNSで拡散された



病院に勤務しているというだけで入店を断られたり、子どもの保育所通園を断られた



市が詳しい情報開示をしたため個人や勤務先が特定されSNSに書き込まれてしまった



外国人だから感染しているかもしれないから近づくなと言われた

未知のウィルスへの不安や恐れのためか、感染してしまった方やそのご家族、さらにはその会社や学校、また医療・介護従事者や飲食店などへの差別やバッシングが各地であとを絶ちません。被害者がなかなか声を上げることができない状況もあり、実態把握と救済が求められています。弁護士会としてもご相談の受け皿を作り、様々な悩みをお寄せいただき、実態を把握して国や自治体とともにコロナ差別をなくす取組みに繋げていきたいと考えています。

開催日時

2020年 10月3日(土) 10時~16時

電話番号

06-6364-2046

相談料  
無料



大阪弁護士会

大阪市北区西天満1丁目12番5号